

## 板橋区立企業活性化センター指定管理者業務評価委員会設置要綱

(平成 30 年 6 月 21 日区長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立企業活性化センター（以下「施設」という。）を管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (評価委員会の設置)

第 2 条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立企業活性化センター指定管理者業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (評価委員会の組織及び委員の構成)

第 3 条 評価委員会は、板橋区長が委嘱し、又は任命する委員 5 人をもって組織することとし、内 2 名以上を施設利用者等の外部委員とする。

- 2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、評価を行う当該年度までとする。

### (評価委員会)

第 4 条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、外部委員を含む 3 人以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことはできない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。
- 4 評価委員会は、非公開とする。

### (所掌事項)

第 5 条 評価委員会は、次に掲げる項目について、指定管理者が当初の導入目的ののっとり施設を適正に管理・運営しているかどうか評価し、板橋区長に報告するものとする。

- (1) 施設の経営方針に関する事項
- (2) 行動規範に関する事項
- (3) 管理体制に関する事項
- (4) 管理活動に関する事項

(5) 業務改善に関する事項

- 2 評価委員会は、前項の規定による評価及び報告以外の事項について、必要があると認められるときは、板橋区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、板橋区長が公表した情報及び評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、産業経済部産業振興課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。